

■景観について

安曇野市は、市、市民、事業者等が一体となって、次世代に誇れる景観づくりの推進を図り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現に資することを目的として、平成 22 年 9 月に「安曇野市景観条例」（以下「条例」という。）を交付し、同年 11 月に景観行政団体に移行した。

これに伴い、平成 23 年 2 月に景観法（以下、「法」という。）の規定に基づき、「安曇野市景観計画」（以下、「景観計画」という。）を策定し、平成 23 年 4 月から運用されている。景観計画では、景観づくりには、景観を享受する者と行為を行う者との相互の理解と尊重が不可欠であることから、法に規定された責務のほか、それぞれに応じた役割を分担し、景観づくりに取り組むこととしている（表 1、表 3 参照）。

条例の施行に伴い、建築物や広告塔などの工作物の建築、外壁の塗り直しなどの外観の変更、土地の形質の変更などを行う場合に所定の手続きが必要となる。法第 16 条第 5 項の規定により届出不要とされている地方公共団体が行う行為についても、景観づくりの基準及び公共事業における景観づくりの指針（表 5）を遵守する必要がある（表 4 及び表 5 参照）。

表 1 景観法第 5 条（事業者の責務）

事業者は、基本理念^{注)}にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

注)景観法第 2 条に規定される基本理念を表 2 に示す。

表 2 景観法第 2 条（基本理念）

- 1 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

表 3 景観計画における主体別取り組み（一部抜粋）

主体	取り組み
土地所有者等	景観が社会共通の資産であることを認識し、自らの土地の利用にあたって周辺景観との調和に努めます。
事業者	景観に影響を与える行為を行うにあたっては、地域住民その他の関係者に対して情報の提供を行うよう努めるとともに、地域住民その他の関係者と一体となって景観づくりに努めます。
設計者 施工者等	自らの業務が地域の景観に深い影響を持つものであることを認識し、景観に影響を与える行為を行うにあたっては、地域住民その他の関係者と一体となって景観づくりに努めます。

表4(1) 景観づくりの基準(田園エリア)

高さ・規模	<p>(ア)北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする事と。</p> <p>(イ)高さは、原則として、屋敷林などの周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。</p> <p>(ウ)良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。</p>
色彩・照明	<p>(ア)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色系は、地域の景観との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。</p> <p>(イ)使用する色数を少なくするように努めること。</p> <p>(ウ)建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。</p> <p>(エ)光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする事と。</p>
形態・意匠・材料	<p>(ア)眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ)屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に努めること。勾配屋根の場合には、庇や適度な軒の出をつくるなど、地域の景観になじむよう努めること。</p> <p>(ウ)壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないように配慮すること。</p> <p>(エ)周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。</p> <p>(オ)周囲の建築物などに比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</p> <p>(カ)河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。</p> <p>(キ)屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。</p> <p>(ク)屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。</p> <p>(ケ)耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。</p> <p>(コ)反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。</p>
建物などの配置	<p>(ア)道路からできるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するよう努めること。</p> <p>(イ)隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ)敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。</p> <p>(エ)北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p> <p>(オ)電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</p> <p>(カ)自動販売機は、壁面線より内側に設置するなど、できるだけ目立たないように配慮すること。</p> <p>(キ)ごみ集積所は、景観に配慮した場所に設置すること。</p>
敷地の緑化	<p>(ア)集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。</p> <p>(イ)敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>(ウ)建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。</p> <p>(エ)駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。</p> <p>(オ)緑化に使用する樹種は、地域にふさわしい樹種を選定し、周囲の景観と調和するものとする事と。</p> <p>(カ)河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(キ)屋敷林や社寺林など、地域にある樹木は、できるだけ残すように努めること。</p>

表 4 (2) 景観づくりの基準 (全市共通)

<p>土地形質の変更、土砂類の採取など</p>	<p>a) 土地の形質の変更 (変更後の土地の形状、修景、緑化など) (ア)大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 (イ)擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観との調和を図ること。 (ウ)敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用するように努めること。 (エ)団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。 b) 土石の採取及び鉱物の掘採 (採取及び掘採の方法、採取後の緑化など) (ア)外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲の緑化などに努めること。 (イ)採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。</p>
<p>(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法) 屋外における物件の集積又は貯蔵</p>	<p>(ア)物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 (イ)道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観との調和に努めること。</p>
<p>特定外観意匠 (広告物の表示など)</p>	<p>(ア)配置 ・道路などからできるだけ後退させるように努めること。 ・河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 (イ)規模、形態・意匠 ・周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど、必要最小限の規模とすること。 ・周囲の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。 ・広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去すること。 (ウ)材料 ・周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいものとする。こと。 ・反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。 (エ)色彩など ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。 ・使用する色数を少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 ・汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しないこと。</p>

表5 公共事業における景観づくりの指針

<p>基本的事項</p>	<p>① 本市の景観の特徴となっている田園風景の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、沿道、川沿い、車窓などから眺める良好な景観との調和に配慮した一体的な景観づくりに努める。 (ア) 良好な田園風景の背景となっている北アルプスの山並みとの調和に努めること。 (イ) 屋敷林や社寺林、堰や河川など、良好な田園風景の主要な構成要素である緑や水辺との調和に努めること。</p> <p>② 田園や森林などからなる自然環境やまち並みとの調和に配慮し、地域の特性を活かすよう努める。</p> <p>③ 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出などに努める。</p> <p>④ 事業相互の連携により、周囲の景観と調和した一体的な景観づくりに努める。</p> <p>⑤ 景観重要建造物、景観重要樹木の存する敷地の周囲における事業の実施にあたっては、その景観重要建造物などが有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。</p> <p>⑥ 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周囲の建築物などの土地利用が一体となって良好な景観づくりに努める。</p>
<p>共通指針</p>	<p>① 法面 法面は、安全上支障ない範囲で、地形、地質などを考慮して、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、緑化に努める。</p> <p>② 擁壁 擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、周囲の緑化などに努める。</p> <p>③ 附属物（標識、信号機、照明施設、防護柵など） 標識、信号機、照明施設、防護柵などは、地域の特性を踏まえて、デザインの統一化などを図ることにより、安全上支障のない範囲で、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。</p> <p>④ 緑化・植栽 緑化・植栽は、積極的に推進し、周囲の樹木と調和した樹種や地域にふさわしい樹種を選定するなど、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。また、屋敷林や社寺林、河畔林、山林など、眺望景観において重要な構成要素となる既存の樹林はできる限り保全し、活用するよう配慮する。</p> <p>⑤ 占用工作物（電柱、広告物など） 道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観と調和するよう努める。</p>
<p>施設別指針（公共建築物）</p>	<p>学校、病院、庁舎、集会施設、公営住宅などの公共建築物は、景観づくりの見本として、あるいは地域の景観の象徴として、より良い景観を生み出すために先導的な役割を果たす必要がある。このため、整備にあたっては次の事項に留意する。</p> <p>(ア) 景観づくりの基準の遵守 表3の景観づくりの基準を満たすものとなるよう配慮する。これにより、建築物の位置する地域一帯の景観や背景になる自然的な景観とも調和を図り、見本となるような整備に努める。</p> <p>(イ) 施設の特性に応じた景観上の配慮の十分な検討 地域の歴史や文化、自然環境などに配慮しつつ、対象とする建築物の機能・役割に応じて、地域住民や専門家などの意見を聞きながら、景観上の配慮を十分に検討し、より良好な景観の保全と創造に寄与するよう努める。</p>

景観計画では、「まちなかエリア」、「田園エリア」、「山麓・山間部エリア」及び「山岳エリア」の4つのエリアごとに良好な景観の形成に関する方針が定められている。景観づくりの基本方針を表6に、景観計画のエリア区分を図1に示す。対象事業実施区域は田園エリアに該当する。

表6 景観づくりの基本方針

エリア区分	基本方針
まちなかエリア	地域の個性や資源を活かしながら、それぞれの都市的機能や役割、醸し出す雰囲気に応じて、多様な人が集い、住まう空間として、心地よい景観づくりを目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「安心感」と「もてなしの雰囲気」を高める ・古きよきまちなかの「味わい」を受け継ぎ、活かす
田園エリア	北アルプスの山並み、広がりのある田園、屋敷林に囲まれた集落、堰の流れなどが織り成す景観と調和した、緑豊かで質の高い景観づくりを目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・北アルプスと田園が育んできた「よさ」に調和させる ・良好な景観が作り出す「安らぎ」や「心地よさ」を阻害しない
山麓・山間部エリア	良好な森林環境を保ちつつ、保養や観光的利用の価値も高めながら、落ち着きと安らぎを感じさせる景観づくりを目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ・森に囲まれた空間ならではの「落ち着き」や「安らぎ」を乱さない
山岳エリア	日本を代表する自然の風景地の一つとして、中部山岳国立公園の良好な自然環境と景観を保護していきます。

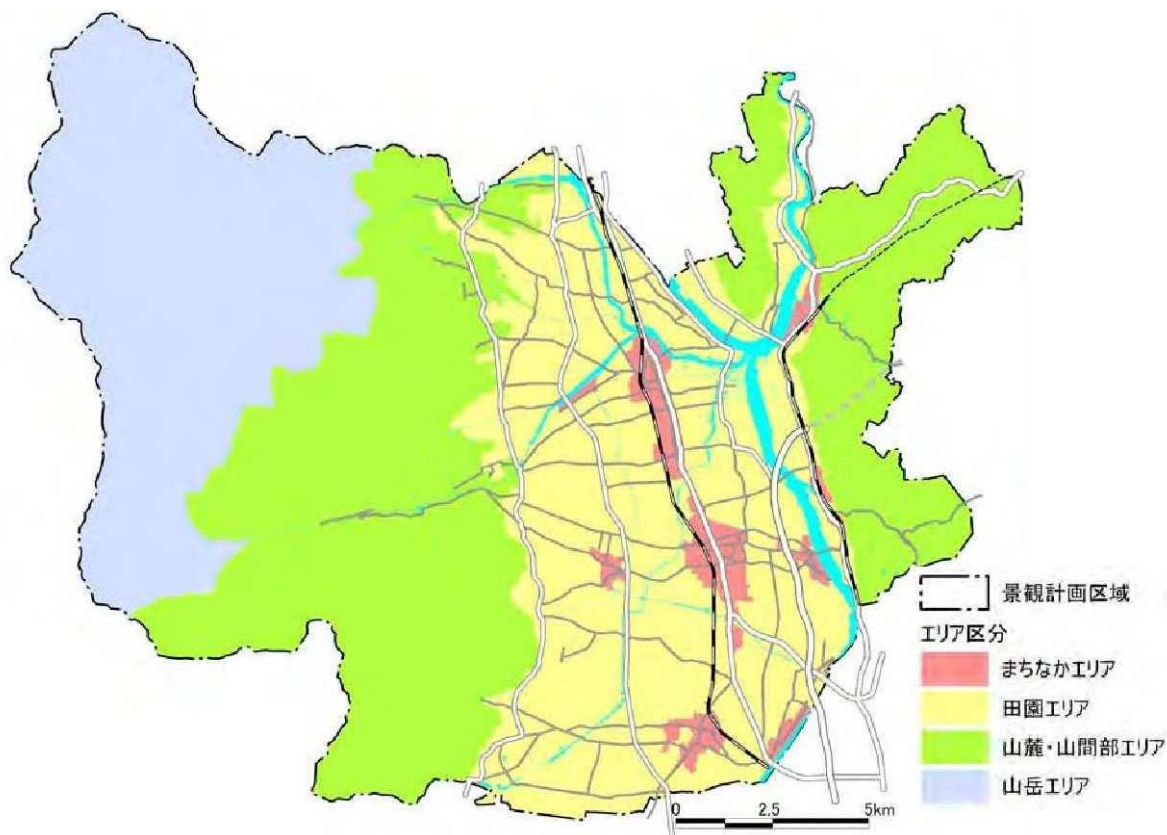


図1 景観計画のエリア区分